

群馬大学広報本部部会内規

令和7年3月14日 制定

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学広報本部規程第3条第2項の規定に基づき、群馬大学広報本部部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定める。

(業 務)

第2条 部会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 広報本部から要請された事項に関すること。
- (2) その他広報本部長が必要と認めること。

(組 織)

第3条 部会は、次の各号に掲げる教職員を置く。

- (1) 部会長
- (2) 副部会長
- (3) 部会員

(部会長等)

第4条 部会長は、総務課副課長をもって充てる。

2 部会長は、部会の業務を掌理する。

3 副部会長は、総務課広報係長をもって充て、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその業務を代行する。

(部会員)

第5条 部会員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 基金担当の事務職員 1人
- (2) 企画評価課の事務職員 1人
- (3) 財務課の事務職員 1人
- (4) 教務課の事務職員 1人
- (5) 研究推進課の事務職員 1人
- (6) 産学連携推進課の事務職員 1人
- (7) 総合情報メディアセンター課の事務職員 1人
- (8) 各学部等の広報を担当する事務職員 各1人
- (9) その他部会長が必要と認める教職員 若干人

2 部会員は、部会に関する業務及び各学部等との連絡調整を行う。

(事 務)

第6条 部会の事務は、関係部課等の協力を得て総務部総務課広報係において処理する。

(内規の改廃)

第7条 この内規の改廃は、群馬大学広報本部会議の議を経て、本部長が行う。

附 則

この内規は、令和7年3月14日から施行する。